令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （みどり町）			みどり町ポンプ室											
採取日			2025/4/7											
主な水源地			余戸谷町水源地											
水温			8											
残留塩素			0.42											
検査項目		水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2	大腸菌	検出されないこと	陰性											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	9.5											
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.8											
48	味	異常でないこと。	異常でない											
49	臭気	異常でないこと。	異常でない											
50	色度	5度以下であること。	1 未満											
51	濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （穴窪）		穴窪公民館											
採取日		2025/4/7											
主な水源地		八屋水源地											
水温		13											
残留塩素		0.33											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	10.0											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.6											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （田内）			田内公民館											
採取日			2025/4/7											
主な水源地			東厳城町水源地											
水温			13											
残留塩素			0.41											
	検査項目	水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2	大腸菌	検出されないこと	陰性											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。	0.06 未満											
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満											
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.006 未満											
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.009 未満											
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.008 未満											
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	10.0											
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3未満											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.6											
48	味	異常でないこと。	異常でない											
49	臭気	異常でないこと。	異常でない											
50	色度	5度以下であること。	1 未満											
51	濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （虹ヶ丘町）		虹ヶ丘公民館											
採取日		2025/4/7											
主な水源地		大原第1水源地											
水温		13											
残留塩素		0.45											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	1											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。	0.06 未満											
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満											
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.006 未満											
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.009 未満											
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.008 未満											
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	11.0											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.6											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （福光）		福光農村多目的集会所											
採取日		2025/4/7											
主な水源地		黒見第1水源地											
水温		15											
残留塩素		0.29											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.06 未満											
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満											
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.006 未満											
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.009 未満											
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.008 未満											
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	12											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.4											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （大宮）		大宮公民館											
採取日		2025/4/7											
主な水源地		黒見第2水源地											
水温		13											
残留塩素		0.36											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	12											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.0											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （生竹）			あすなろ会館											
採取日			2025/4/7											
主な水源地			生竹水源地											
水温			14											
残留塩素			0.36											
検査項目		水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2	大腸菌	検出されないこと	陰性											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	11											
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.9											
48	味	異常でないこと。	異常でない											
49	臭気	異常でないこと。	異常でない											
50	色度	5度以下であること。	1 未満											
51	濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（浄水）】

採取場所 （津原）		津原公民館											
採取日		2025/4/7											
主な水源地		円谷町水源地											
水温		14											
残留塩素		0.34											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	9.3											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量)	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.8											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【上水道（原水）】

採取場所（水源地）		余戸谷町水源地	八屋水源地	大原第1水源地	大原第2取水井	大原第3取水井	円谷町水源地	黒見第1取水井	生竹水源地	東巌城町水源地	黒見第2水源地
採取日		2025/4/14									
気温		15									
水温		12									
残留塩素		—									
	検査項目	検査結果									
1	一般細菌	0									
2	大腸菌	陰性									
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 未満									
4	水銀及びその化合物	0.00005 未満									
5	セレン及びその化合物	0.001 未満									
6	鉛及びその化合物	0.001 未満									
7	ヒ素及びその化合物	0.001 未満									
8	六価クロム及びその化合物	0.002 未満									
9	亜硝酸態窒素	0.004 未満									
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満									
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.6									
12	フッ素及びその化合物	0.08 未満									
13	ホウ素及びその化合物	0.1 未満									
14	四塩化炭素	0.0002 未満									
15	1,4-ジオキサン	0.005 未満									
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.004 未満									
17	ジクロロメタン	0.002 未満									
18	テトラクロロエチレン	0.001 未満									
19	トリクロロエチレン	0.001 未満									
20	ベンゼン	0.001 未満									
21	塩素酸										
22	クロロ酢酸										
23	クロロホルム										
24	ジクロロ酢酸										
25	ジブロモクロロメタン										
26	臭素酸										
27	総トリハロメタン										
28	トリクロロ酢酸										
29	ブロモジクロロメタン										
30	ブロモホルム										
31	ホルムアルデヒド										
32	亜鉛及びその化合物	0.1 未満									
33	アルミニウム及びその化合物	0.02 未満									
34	鉄及びその化合物	0.03 未満									
35	銅及びその化合物	0.1 未満									
36	ナトリウム及びその化合物	8.7									
37	マンガン及びその化合物	0.005 未満									
38	塩化物イオン	9.2									
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	27									
40	蒸発残留物	72									
41	陰イオン界面活性剤	0.02 未満									
42	ジェオスミン	0.000001未満									
43	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満									
44	非イオン界面活性剤	0.005 未満									
45	フェノール類	0.0005 未満									
46	有機物(全有機炭素［TOC］の量)	0.3 未満									
47	pH値	6.6									
48	味	-									
49	臭気	異常でない									
50	色度	1 未満									
51	濁度	0.5 未満									
	嫌気性芽胞菌	0									
	大腸菌	1 未満									

令和7年度【上水道(指標菌)】

採取場所(水源地)	余戸谷町水源地											
採取日	2025/4/14											
気温	15											
水温	12											
残留塩素	―											
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌	0											
大腸菌	1 未満											

採取場所(水源地)	円谷町水源地											
採取日	2025/4/14											
気温	15											
水温	11											
残留塩素	―											
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌	0											
大腸菌	1 未満											

採取場所(水源地)	東巌城町水源地											
採取日	2025/4/14											
気温	15											
水温	15											
残留塩素	―											
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌	0											
大腸菌	1 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （勝負谷）			勝負谷公民館											
採取日			2025/4/8											
主な水源地			上福田水源地											
水温			11											
残留塩素			0.32											
検査項目		水質基準	検査結果											
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2	大腸菌	検出されないこと	陰性											
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8	六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。	29											
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46	有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.4											
48	味	異常でないこと。	異常でない											
49	臭気	異常でないこと。	異常でない											
50	色度	5度以下であること。	1 未満											
51	濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （森）		森自衛消防団機庫											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		藤井谷水源地											
水温		12											
残留塩素		0.32											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.06 未満											
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満											
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.006 未満											
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.009 未満											
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.008 未満											
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	7.1											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.6											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （服部）		服部営農改善センター											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		服部水源地											
水温		15											
残留塩素		0.27											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。	0.16											
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。	0.002 未満											
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。	0.006 未満											
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。	0.001 未満											
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。	0.01 未満											
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。	0.003 未満											
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。	0.009 未満											
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。	0.008 未満											
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。	0.03 未満											
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	150											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。	380											
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.6											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.5											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （大河内）		大河内公民館											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		大河内水源地											
水温		13											
残留塩素		0.32											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	12											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	8.1											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （今在家）		作業所											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		今在家水源地											
水温		13											
残留塩素		0.42											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	53											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.5											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （岩倉）		岩倉公民館											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		岩倉水源地											
水温		12											
残留塩素		0.30											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	8.7											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.7											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （関金宿）		関金総合運動公園管理棟											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		関金水源地											
水温		11											
残留塩素		0.45											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	7.9											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	6.7											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （山口）		山口多目的研修会施設											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		山口水源地											
水温		12											
残留塩素		0.42											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	5.1											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.3											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （今西）		今西地区村づくり集会所											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		和谷第1・2水源地											
水温		11											
残留塩素		0.36											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	5.7											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.4											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(浄水)】

採取場所 （泰久寺）		関金転作促進研修会館											
採取日		2025/4/8											
主な水源地		笹ヶ平水源地											
水温		11											
残留塩素		0.50											
検査項目	水質基準	検査結果											
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	0											
2 大腸菌	検出されないこと	陰性											
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。												
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。												
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。												
8 六価クロム及びその化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/l以下であること。												
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下であること。												
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。												
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。												
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。												
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
14 四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。												
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。												
16 ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.04mg/l以下であること。												
17 ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。												
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
19 トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。												
20 ベンゼン	0.01mg/l以下であること。												
21 塩素酸	0.6mg/l以下であること。												
22 クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。												
23 クロロホルム	0.06mg/l以下であること。												
24 ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。												
26 臭素酸	0.01mg/l以下であること。												
27 総トリハロメタン	0.1mg/l以下であること。												
28 トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下であること。												
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。												
30 ブロモホルム	0.09mg/l以下であること。												
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。												
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。												
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。												
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。												
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。												
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。												
38 塩化物イオン	200mg/l以下であること。	4.2											
39 ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	300mg/l以下であること。												
40 蒸発残留物	500mg/l以下であること。												
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。												
42 ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること。												
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること。												
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。												
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。												
46 有機物(全有機炭素（TOC）の量）	3mg/l以下であること。	0.3 未満											
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。	7.2											
48 味	異常でないこと。	異常でない											
49 臭気	異常でないこと。	異常でない											
50 色度	5度以下であること。	1 未満											
51 濁度	2度以下であること。	0.5 未満											

令和7年度【簡易水道(原水)】

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
	検査項目	検査結果										
1	一般細菌											
2	大腸菌											
3	カドミウム及びその化合物											
4	水銀及びその化合物											
5	セレン及びその化合物											
6	鉛及びその化合物											
7	ヒ素及びその化合物											
8	六価クロム及びその化合物											
9	亜硝酸態窒素											
10	シアン化物イオン及び塩化シアン											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素											
12	フッ素及びその化合物											
13	ホウ素及びその化合物											
14	四塩化炭素											
15	1,4-ジオキサン											
16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ											
17	ジクロロメタン											
18	テトラクロロエチレン											
19	トリクロロエチレン											
20	ベンゼン											
21	塩素酸											
22	クロロ酢酸											
23	クロロホルム											
24	ジクロロ酢酸											
25	ジブロモクロロメタン											
26	臭素酸											
27	総トリハロメタン											
28	トリクロロ酢酸											
29	ブロモジクロロメタン											
30	ブロモホルム											
31	ホルムアルデヒド											
32	亜鉛及びその化合物											
33	アルミニウム及びその化合物											
34	鉄及びその化合物											
35	銅及びその化合物											
36	ナトリウム及びその化合物											
37	マンガン及びその化合物											
38	塩化物イオン											
39	ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)											
40	蒸発残留物											
41	陰イオン界面活性剤											
42	ジェオスミン											
43	2-メチルイソボルネオール											
44	非イオン界面活性剤											
45	フェノール類											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)											
47	pH値											
48	味											
49	臭気											
50	色度											
51	濁度											
	嫌気性芽胞菌											
	大腸菌											

令和7年度【簡易水道(指標菌)】

採取場所(水源地)	笠ヶ平水源地											
採取日	2025/4/14											
気温	15											
水温	9											
残留塩素	–											
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌	0											
大腸菌	1 未満											
クリプトスポリジウム												
ジアルジア												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												
クリプトスポリジウム												
ジアルジア												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												

採取場所(水源地)												
採取日												
気温												
水温												
残留塩素												
検査項目	検査結果											
嫌気性芽胞菌												
大腸菌												